

栃木県会計年度任用職員（住まい相談支援員） 募集要項

栃木県県南健康福祉センターでは、会計年度任用職員（住まい相談支援員）の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1 名	県南健康福祉センター 小山市犬塚3丁目1-1 (栃木県庁小山庁舎東館1階)	・生活困窮者の相談・支援業務 ・生活困窮者の把握・相談業務 ・自立相談支援事業の申請受付事務 ・相談記録の管理及び訪問支援等業務 ・その他、所属長が必要と認める業務

2 勤務条件

- (1) 任 期 令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで
- (2) 勤務時間 ※ 採用後、1か月間は条件付採用期間（試用期間）となります。なお、1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。
- (2) 勤務時間 月曜日から金曜日（週30時間）
午前9時00分から午後4時00分まで
※1 正午から午後1時まででは休憩時間です。
※2 原則、時間外勤務はありません。
- (3) 休 日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) 給 与
①月 額 174,658円（予定）
②地域手当 6,986円（予定）当方規程により毎月支給します。
③通勤手当 当方規程により通勤手当を支給します。
④期末・勤勉手当 当方規程により一定の条件を満たした場合、期末・勤勉手当を支給します。
- (5) 有給休暇 年次有給休暇（任用期間が6か月間以上の者）ほか
- (6) 社会保険 雇用保険、共済組合（短期給付）、厚生年金保険に加入します。
災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。
- (7) 服 務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることになります。

3 募集対象

次の（1）から（3）のいずれかに該当する者であって、（4）～（6）の全てを満たす人

- （1）人格円満で社会的人望があり、健康で、福祉事務所等において相談業務を3年以上経験した者であって、職務を行うに必要な熱意と見識を有する者
- （2）人格円満で社会的人望があり、健康で、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第28条の規定により登録された者であって、職務を行うに必要な熱意と見識を有する者
- （3）（1）又は（2）に準じる者であって、支援員として必要な学識経験を有する者
- （4）地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人
（次のいずれにも該当しない人）
ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (5) パソコン操作（ワード、エクセル等）が可能な人
- (6) 積極的に業務に取り組む意欲がある人

4 受付期間

- (1) 日 時 随時

※ 応募者を一定数確保できた場合は、募集を締め切る場合があります。

5 選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて個別に面接を行います。

- (1) 日 時 随時（時間は後日連絡します）
- (2) 場 所 栃木県庁小山庁舎本館 1 階 101 会議室

6 申込方法

応募者は、次の書類を下記の送付先まで郵送するか持参してください。

- (1) 履歴書（写真付）

※履歴書は市販のもので結構です。

※ 持参の場合には、平日の 9：00～17：00 の間にお越しください。

※ 郵送の場合には、表に「会計年度任用職員選考申込」と書いた封筒に入れてください。

※ 提出された書類は返却しません。

なお、採用されなかった応募者の書類は破棄しますのでご了承ください。

○応募書類の送付・提出先

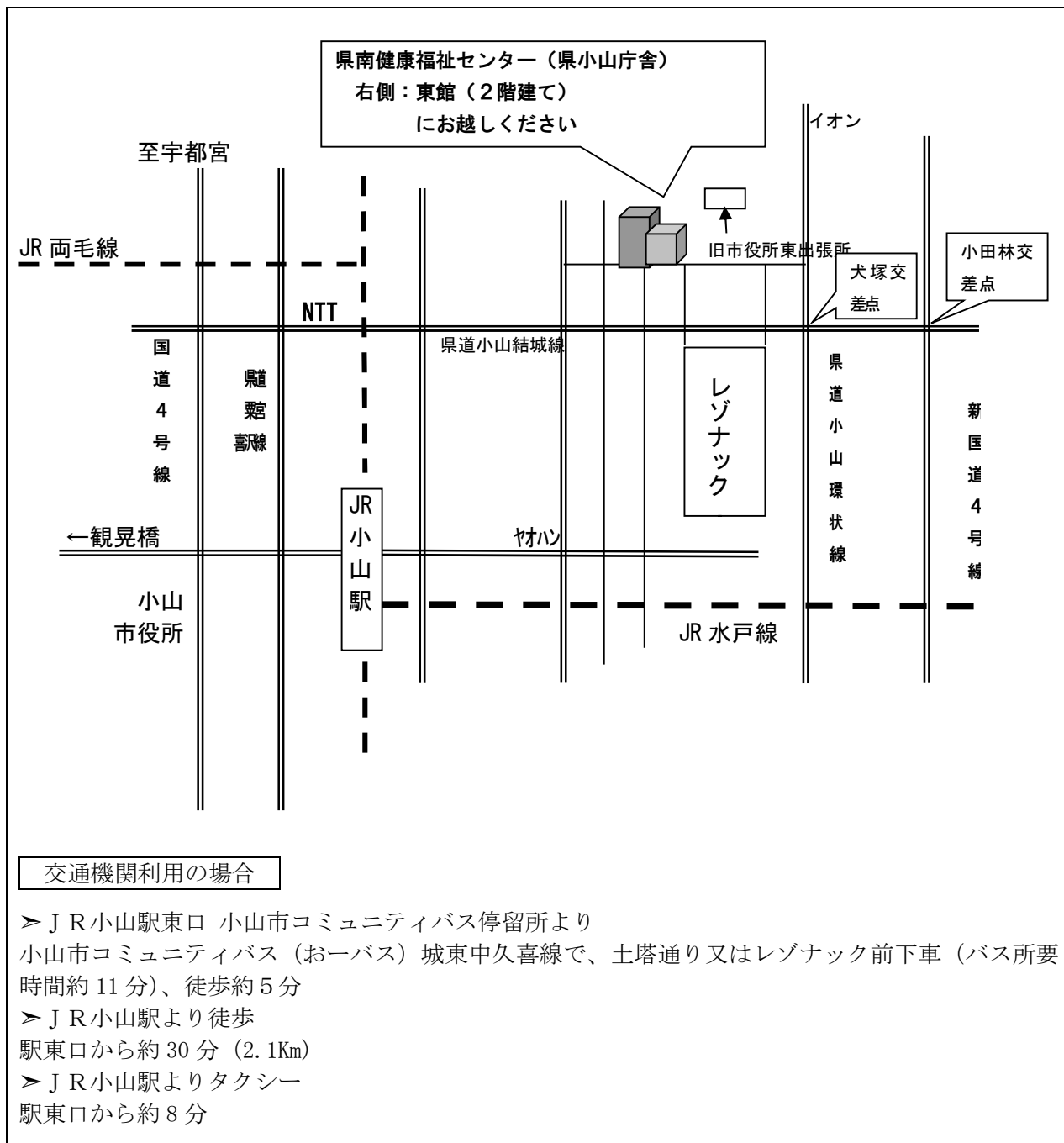
〒323-0811 栃木県小山市犬塚三丁目 1-1（小山庁舎東館 1 階）
栃木県県南健康福祉センター 総務福祉部 総務企画課

7 結果の発表

選考結果については、面接後 7 日以内に郵送でご連絡いたします。

※ 連絡先は、面接時に確認します。

県南健康福祉センター案内図



問い合わせ先

栃木県県南健康福祉センター 総務企画課

電話 0285-22-0302（代）